

一般廃棄物処理基本計画 概要版

平成27年3月

甲 賀 市

目 次

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画目標年度	3
2-1	ごみ処理基本計画	4
1	基本理念	4
2	取組の体系	4
3	基本目標	7
4	基本方針	8
5	基本目標達成のための役割	9
6	達成目標の設定	11
7	発生抑制・資源化計画	13
8	収集・運搬計画	18
9	中間処理計画	21
10	最終処分計画	24
11	その他の事項	25
2-2	生活排水処理基本計画	28
1	基本目標	28
2	基本方針	28
3	基本目標達成のための役割	29
4	達成目標の設定	30
5	収集・運搬計画	31
6	中間処理計画	31
7	最終処分計画	32
8	発生抑制・資源化計画	32
9	災害発生時の処理・処分	33
10	その他の事項	33

1-1 計画策定の趣旨

社会的な背景として、国では平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これを契機に「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の構造から環境に配慮した循環型社会の形成が進められ、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取組がより一層重要となっています。

平成19年度から平成23年度にかけては本格的な人口減少社会の到来、経済成長の鈍化、大規模災害への不安、市民参加型社会への移行など社会経済情勢が劇的に変化しており、甲賀市（以下、「本市という」）では多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりを進めてきました。

また、平成17年1月に「環境基本方針」を定め、豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自らの環境は自らが守り、より良い環境を創造し次代に引き継ぐための取組を推進しています。

このような中で、本市においては、ごみの量の増加を抑制するために、より一層のごみの減量化・資源化への取組が求められています。

さらに、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などによって、公共用水域の保全が強く求められ、その指針となるべき「生活排水処理基本計画」の策定が不可欠となりました。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物の処理について、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に従い、平成22年2月「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

その後、5年ごとに見直しを行う計画であり、今回本市のごみ処理の情勢、法制度の改訂、リサイクル環境の変化などを踏まえ改訂を行うものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-2-1 に示します。

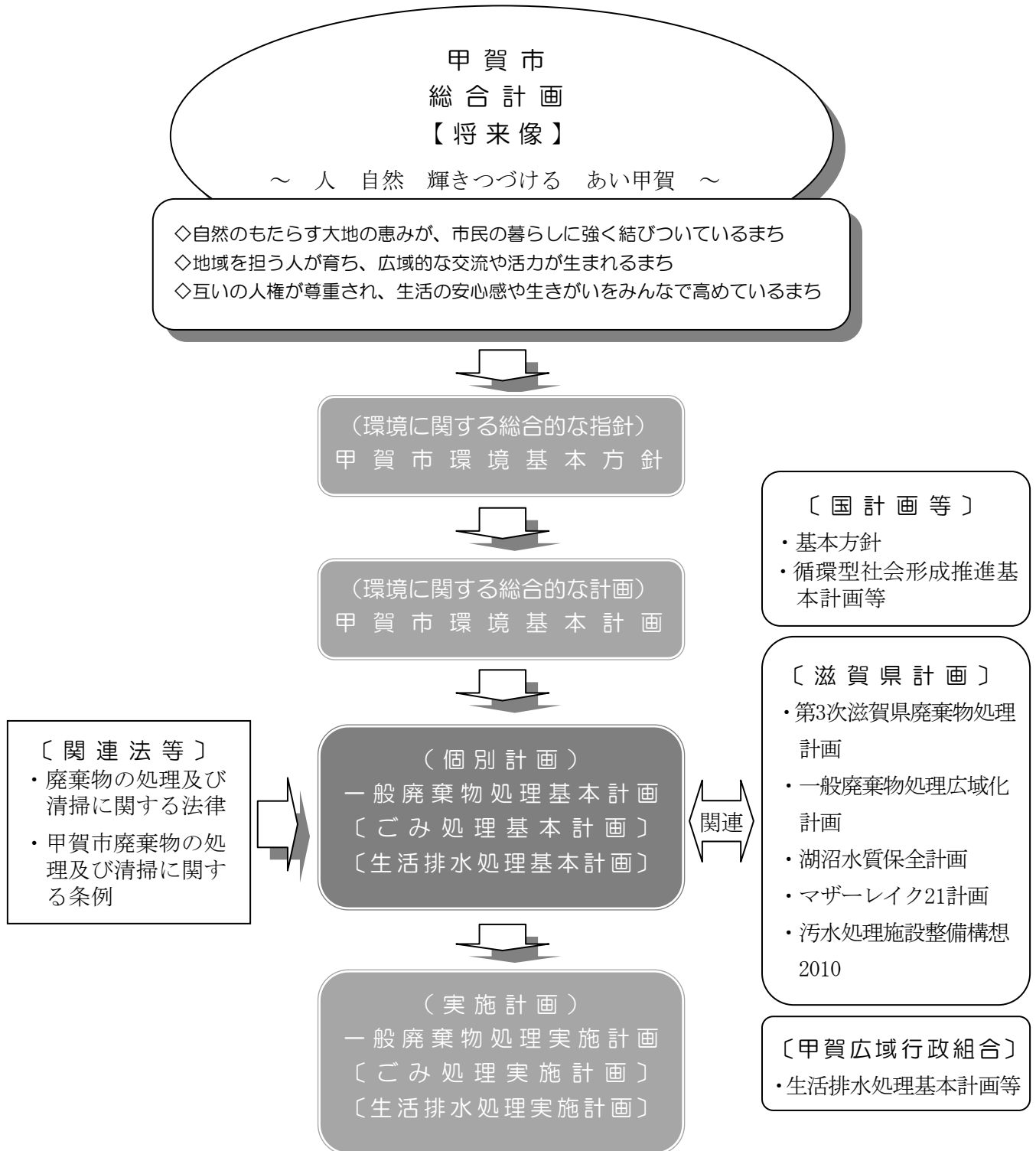


図 1-2-1 計画の位置づけ

1-3 計画目標年度

平成 22 年 2 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成 22 年度から平成 31 年度までを計画期間とし、おおむね 5 年ごと、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などは、見直しを行うこととしています。

平成 26 年度は見直し時期にあたるため、5 年間の進捗を検証し、平成 31 年度までの 5 年間の計画を見直します。

平成	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
現計画 H22 年 2 月 策定	計画期間									
本計画 H27 年 3 月 改訂					見直し 時期	計画期間				



ごみ出しのルールを守って正しく分別しましょう

2-1 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本市は、総合計画を基本として、市民一人ひとりが豊かさと安全・安心を実感でき、持続的な発展を遂げていくため「人 自然 輝きつづける あい甲賀」をキャッチフレーズに、まちづくりを推進しています。

環境保全、資源循環は、本市の根幹的な取組の一つであり、本計画を指針とした今後の取組が本市の将来像を現実のものとしします。

総合計画に基づき本計画の基本理念を次のとおりとしします。

《本市の将来像》

「人 自然 輝きつづける あい甲賀」

《まちづくりの基本理念》

「自然のもたらす大地の恵みが、市民の暮らしに強く結びついているまち」

《本計画における基本理念》

- 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政がパートナーシップで取り組むまち
- 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活せるまち
- 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されているまち

2 取組の体系

取組の体系を図 2-1-1 に示します。

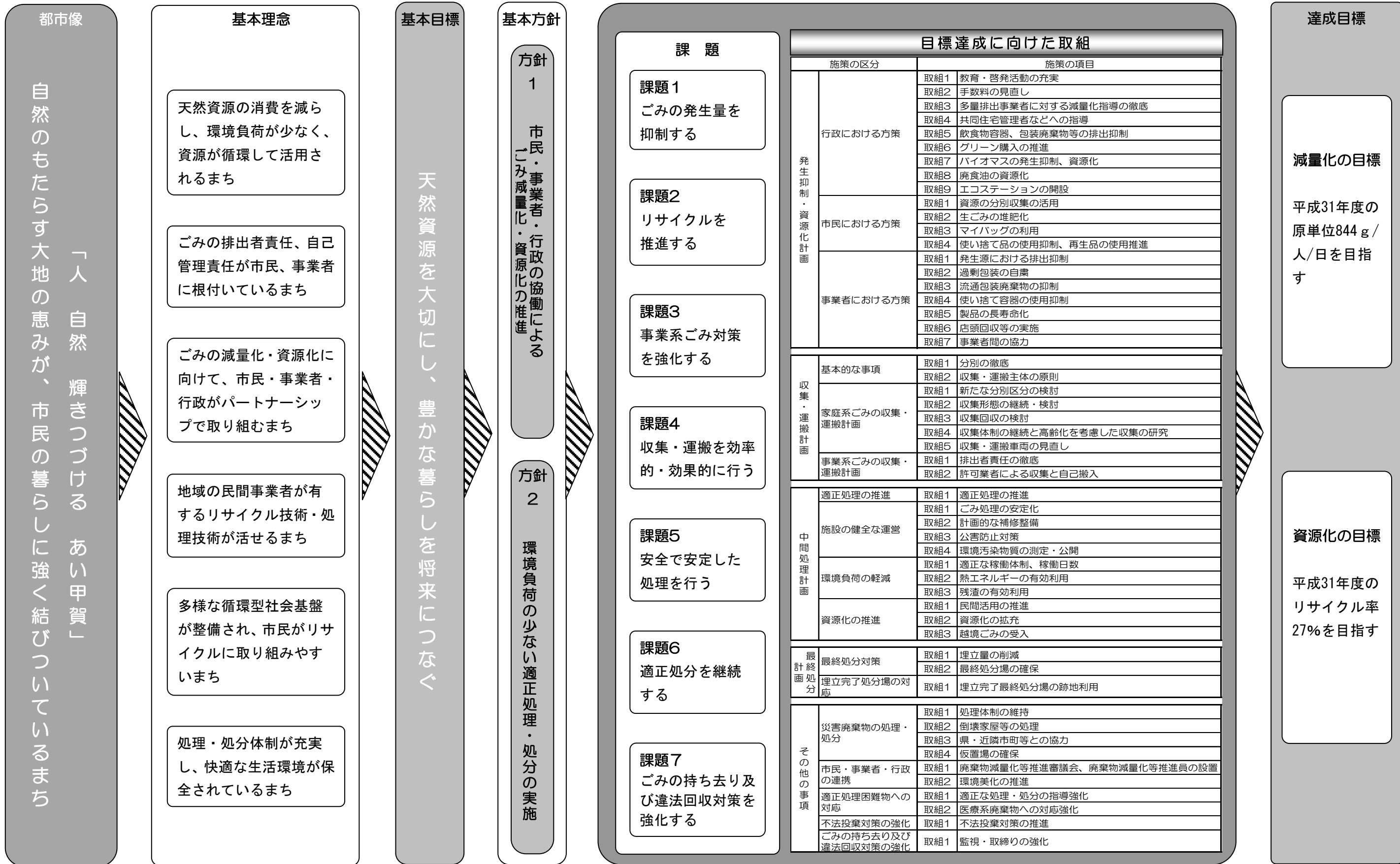


図 2-1-1 取組の体系

3 基本目標

これまでに見たように、本市のごみの量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、ごみの量を削減し、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない、環境にやさしい地域社会をつくる必要があります。

そのため、『天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ』をごみ処理基本計画の基本目標とします。

《基本目標》

天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ

本市が目指す循環型社会

本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地に開けた豊かな自然を有しており、人びとにとってかけがえのないこの環境は、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

しかしながら、今、私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄が産んだ、資源の枯渇、環境への負荷という問題を抱えています。

問題を解決するためには、一人ひとりが環境への関心を深め、自ら率先して行動していくことが求められています。

そのため、市民・事業者・行政が協働して、貴重な資源を有効活用、再利用するなど、ごみの減量化・資源化に努めなければなりません。

化石燃料・森林資源等の天然資源の消費を抑制し、徹底した資源の分別、資源化、再生品の利用を推進し、生ごみをはじめとしたバイオマスの有効利用を推進する等、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指します。

4 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進			
対応する課題：	課題1	課題2	課題3
ごみの減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。			

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施				
対応する課題：	課題4	課題5	課題6	課題7
効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行います。				
また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。				
さらに、ごみ処理広域化に伴い、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的な施設の整備を進めます。				

5 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

資源循環型社会の推進のため、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみの減量化につながります。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められます。

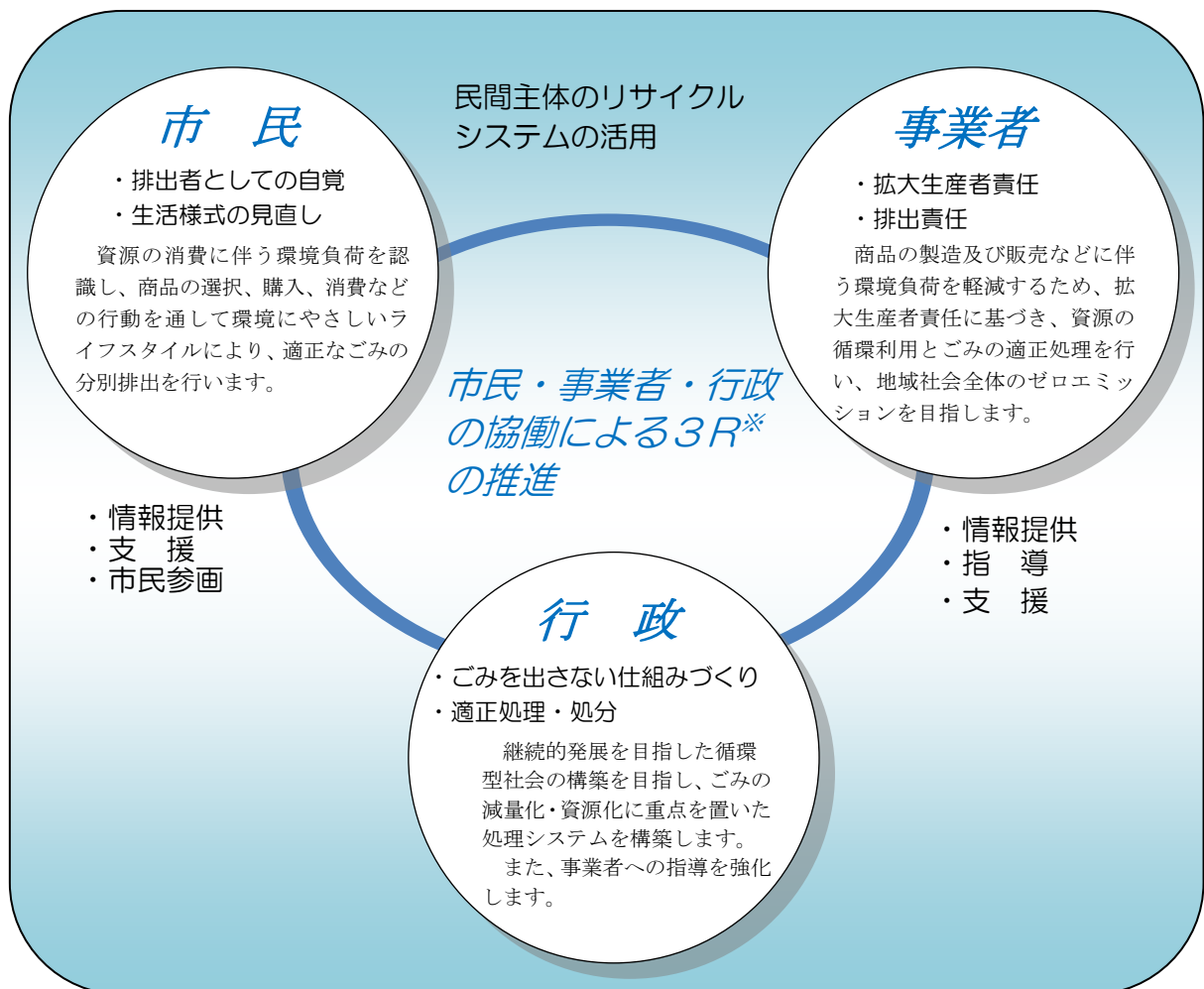
行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めなくてはなりません。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を採り入れることが重要となります。

図 2-1-2 市民・事業者・行政の役割



※3Rとは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの

6 達成目標の設定

1) 減量化・資源化目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

(1) 減量化目標

《減量化目標》

原単位を平成31年度までに844g/人/日以下とすることを目指します。



具体的には

- 家庭系ごみの原単位を平成19年度の実績値に対して3%削減を目指します。
- 事業系ごみの原単位を平成19年度の実績値に対して5%削減を目指します。

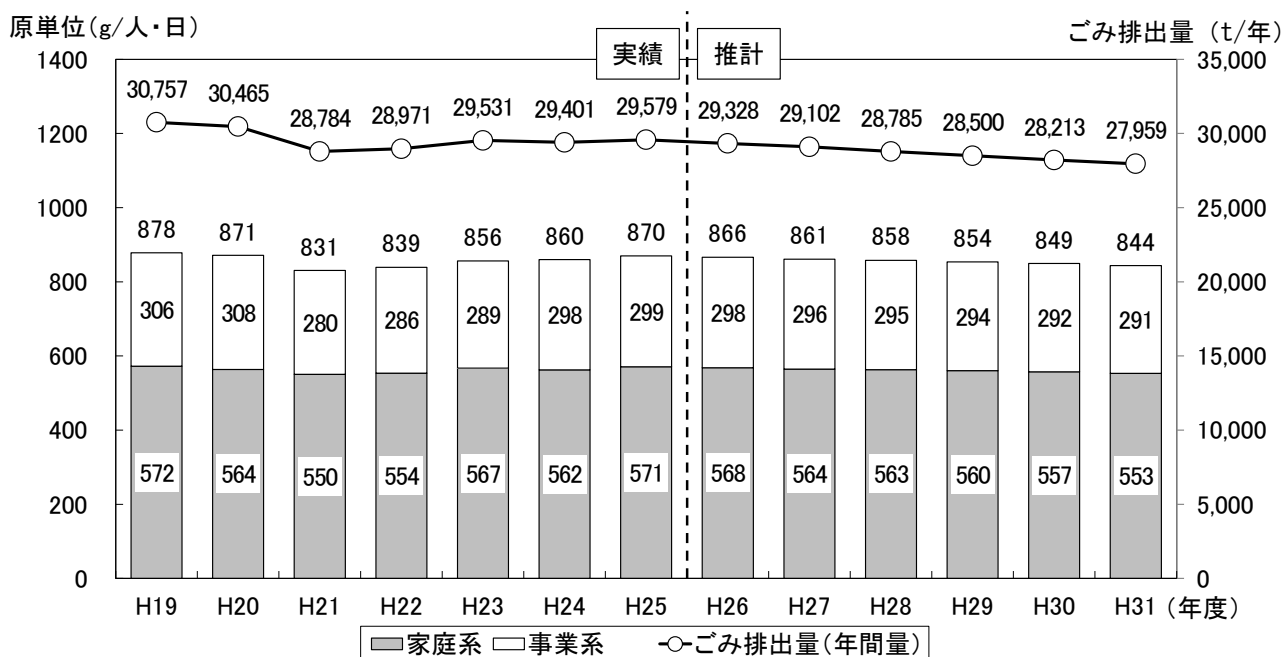


図 2-1-3 減量化目標 (原単位)

(2) 資源化目標

《資源化目標》

リサイクル率を平成31年度に27%にすることを目指します。



具体的には

- 資源の分別を徹底します。
- 紙、プラスチック類、生ごみ等の資源化を推進します。
- 布類の資源化を推進します。
- 中間処理（破碎・選別処理等）による資源化を促進します。

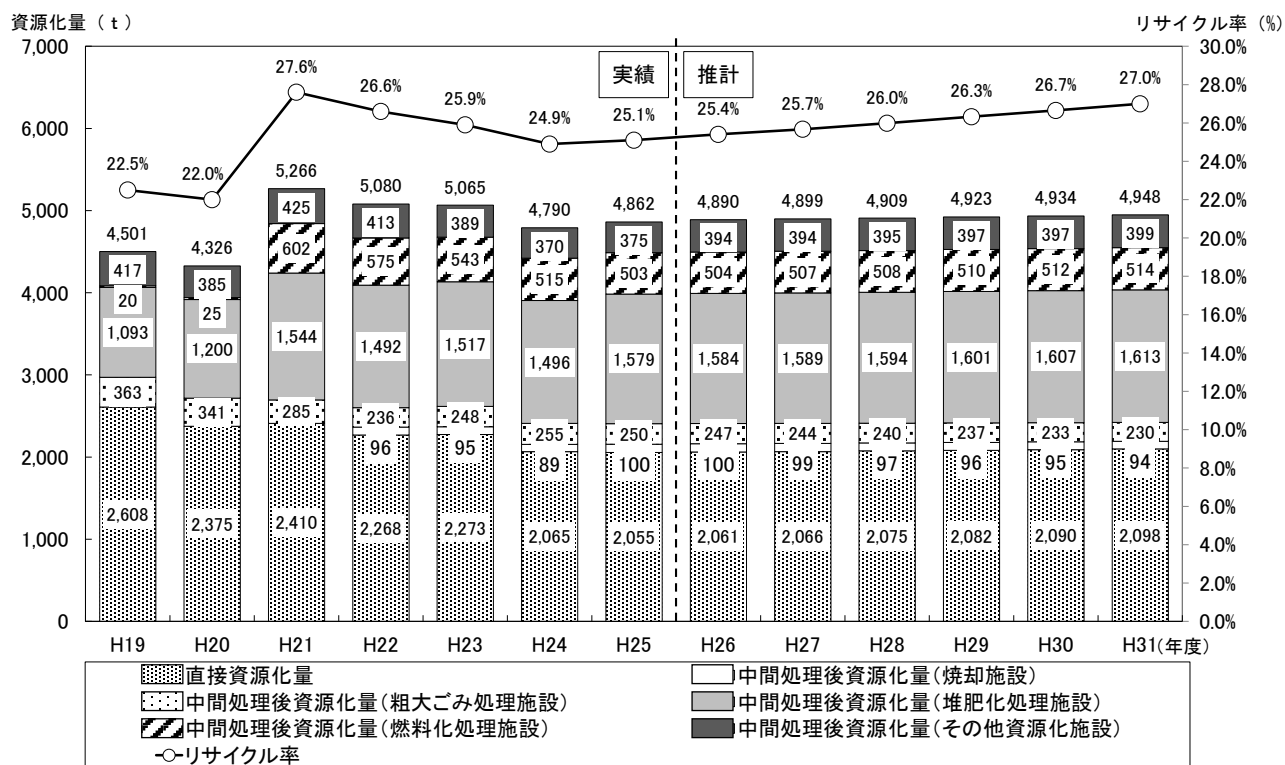


図 2-1-4 資源化目標

7 発生抑制・資源化計画

市民・事業者・行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取組の体系を次に示します。

表 2-1-1 発生抑制・資源化計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組1	教育・啓発活動の充実
		取組2	手数料の見直し
		取組3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組4	共同住宅管理者などへの指導
		取組5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組6	グリーン購入の推進
		取組7	バイオマスの発生抑制、資源化
		取組8	廃食油の資源化
		取組9	エコステーションの開設
	市民における方策	取組1	資源の分別収集の活用
		取組2	生ごみの堆肥化
		取組3	マイバッグの利用
		取組4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	事業者における方策	取組1	発生源における排出抑制
		取組2	過剰包装の自粛
		取組3	流通包装廃棄物の抑制
		取組4	使い捨て容器の使用抑制
		取組5	製品の長寿命化
		取組6	店頭回収等の実施
		取組7	事業者間の協力

1) 行政における方策

取組1 教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にする心を育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

例) 副読本の作成、配布

②学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

例) バイオマスリサイクルに関する講演会の開催

③情報提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

例) 市民の主体的な資源回収活動

④地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

例) 不用品交換情報の提供

⑤事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

例) ・事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布
・事業者への意識調査（環境保全、ISO、リサイクルの取組等）

取組2 手数料の見直し

燃えるごみについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料の見直しを検討します。

また、粗大ごみに関しては、一律で料金を設定していますが、収集・運搬、処理・処分 の難易性等を考慮し、品目毎に料金を設定するなどの検討を行います。

例) 手数料の適正化

取組 3 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

例) 減量化・資源化計画の策定を条例で規定

取組 4 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物は事業系ごみと同様に収集・運搬、処理・処分を自らの責任で行うよう指導します。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

例) 集積所設置要綱の策定

取組 5 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

例) 事業者と共同で店頭回収をPR

取組 6 グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

例) 市役所のごみ減量への率先行動

取組 7 バイオマス[※]の発生抑制・資源化

※バイオマス：生ごみ、草・木等

①生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討

生ごみ堆肥化循環システムの参加世帯数が増加するよう、市民への普及・啓発を進めます。また、余剰堆肥が発生する場合の有効活用方法について検討します。

②草木の有効利用[※]

県、民間の研究機関、リサイクル事業者と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究します。

【※草木の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等】

取組 8 廃食油の資源化

本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化しています。ごみ収集車やリサイクル施設の燃料として活用されており、事業の継続と拡大を図ります。

取組 9 エコステーションの開設

民間委託によるエコステーションを開設し、市民の利便性と資源化率の向上を図ります。

2) 市民における方策

取組 1 資源の分別収集の活用

市民は市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

取組 2 生ごみの堆肥化

市民は燃えるごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、市が行う生ごみ堆肥化循環システムに参加することにより、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生量を削減します。

取組 3 マイバッグの利用

燃えるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

取組 4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

市は市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

また、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

3) 事業者における方策

取組 1 発生源における排出抑制

事業者は排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

事業者は食品リサイクル法を踏まえ、市が実施している生ごみ堆肥化循環システムをモデルとして、地域におけるリサイクル事業者を活用して生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を推進します。

取組 2 過剰包装の自粛

事業者は過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 3 流通包装廃棄物の抑制

事業者は包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 4 使い捨て容器の使用抑制

事業者は使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

取組 5 製品の長寿命化

事業者は商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 6 店頭回収等の実施

事業者は店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 7 事業者間の協力

事業者はゼロエミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

8 収集・運搬計画

市民及び事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

市が行う取組の体系を次に示します。

表 2-1-2 収集・運搬計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組1	分別の徹底
		取組2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組1	新たな分別区分の検討
		取組2	収集形態の継続・検討
		取組3	収集回収の検討
		取組4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
		取組5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組1	排出者責任の徹底
		取組2	許可業者による収集と自己搬入

1) 基本的な事項

取組1 分別の徹底

市民に対して、「家庭ごみの分け方・出し方」、「甲賀市ごみ事典」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集、共同住宅、一時多量ごみ(引っ越しごみ)は許可業者による収集を原則とします。

2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

取組1 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

【分別区分を継続するもの】

(1)新聞、(2)ダンボール、(3)紙パック、(4)その他の紙、(5)生ごみ、(6)廃プラスチック類、(7)ペットボトル、(8)発泡スチロール、(9)空き缶、(10)スプレー缶、(11)無色びん、(12)茶色びん、(13)その他の色びん、(14)廃食油、(15)家電4品目、(16)燃えるごみ、(17)埋立ごみ、(18)金属、(19)小型電気製品、(20)ライター、(21)燃える粗大ごみ、(22)燃えない粗大ごみ、(23)蛍光管、電球、(24)乾電池

【新たに分別区分に加えることを検討するもの】

(25)布類

取組2 収集形態の継続・検討

資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみに関しては、集積所方式による収集を行います。

粗大ごみについては、直接搬入を原則として、市に収集を依頼する場合にはリクエスト制による戸別収集方式を行います。

燃えるごみ、廃プラスチック類については、指定袋制を継続します。

また、小型電気製品および埋立ごみについても指定袋制の検討を行い、排出者の責任を明確にしていきます。

取組3 収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は現状を維持し、原則下記のとおりとします。本計画に基づく取り組みの効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、資源ごみの出しやすい収集回数の検討を行います。

【収集回数】

週2回…生ごみ、燃えるごみ

週1回…廃プラスチック類

月1回…古紙類、ペットボトル、発泡スチロール、缶類、びん類、廃食油、燃えないごみ、有害ごみ

随時…家電4品目、粗大ごみ

取組 4 収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究

委託による収集・運搬体制を継続します。

高齢化を踏まえ、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

取組 5 収集・運搬車両の見直し

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集・運搬量は平成 25 年度の実績に対して約 6%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用等を推進します。

3) 事業系ごみの収集・運搬計画

取組 1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努めます。

取組 2 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。（市不燃物処理場は含みません。）

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととしますが、原則として新規許可は行わないものとします。

9 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。取組の体系を次に示します。

表 2-1-3 中間処理計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
中間 処理 計画	適正処理の推進	取組1	適正処理の推進
	施設の健全な運営	取組1	ごみ処理の安定化
		取組2	計画的な補修整備
		取組3	公害防止対策
		取組4	環境汚染物質の測定・公開
	環境負荷の軽減	取組1	適正な稼働体制、稼働日数
		取組2	熱エネルギーの有効利用
		取組3	残渣の有効利用
	資源化の推進	取組1	民間活用の推進
		取組2	資源化の拡充
		取組3	越境ごみの受入

1) 適正処理の推進

取組 1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収（サーマルリカバリー）を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

①資源ごみ

○新聞、ダンボール、紙パック、その他紙

再生事業者へ搬出し、資源化します。

○生ごみ

生ごみ堆肥化循環システムを活用して、地域における循環的な利用を推進します。

○廃プラスチック類

民間事業者へRPF化を委託し、熱源として活用します。

○ペットボトル

民間事業者へ圧縮・梱包等を委託し、独自ルートで資源化します。

○発泡スチロール

民間事業者へ減容化を委託し独自ルートで資源化します。

○缶類

民間事業者を選別処理、圧縮処理等を委託し、原材料などに資源化します。

○びん類

民間事業者に処理を委託し、独自ルートで資源化します。

○廃食油

民間事業者に軽油代替燃料化を委託し、ごみ収集車の燃料として資源化します。

○家電4品目

家電リサイクル法に基づくリサイクルルートで資源化します。

②燃えるごみ及び燃える粗大ごみ

燃えるごみ及び燃える粗大ごみは甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理します。

また、燃えないごみ等を処理した後に発生する可燃性の残渣についても同センターで処理します。

③燃えないごみ及び燃えない粗大ごみ

燃えないごみ及び粗大ごみは、民間事業者に処理を委託し、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。

また、選別後に発生する廃プラスチック類に関しては、RPF化して熱源として活用します。

④有害ごみ

乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

2) 施設の健全な運営

取組1 ごみ処理の安定化

将来にわたり施設をより長く使用するため、減量化・資源化によるごみ焼却量の削減と高カロリー化の抑制を図り、安定したごみ処理に努めます。

取組2 計画的な補修整備

ごみ減量化により、補修期間を確保することで、綿密な補修計画を立案し、施設の適正な維持管理を図ります。

取組 3 公害防止対策

適正な運転管理及び公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。

取組 4 環境汚染物質の測定・公開

ダイオキシン類など環境汚染物質を定期的に測定し、測定結果を公開します。

3) 環境負荷の軽減

取組 1 適正な稼働体制、稼働日数

環境への負荷を軽減するため、適正な稼働体制、稼働日数を保ちます。

取組 2 熱エネルギーの有効利用

省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、中間処理施設において発生する熱エネルギーについては、積極的に有効利用を図ります。

取組 3 残渣の有効利用

焼却残渣の熔融処理を行い、残渣を減容化・安定化し、路盤材などの土木資材として有効利用を検討します。

4) 資源化の推進

取組 1 民間活用の推進

リサイクル事業者（市内処分業許可業者）を活用し、市の資源化事業（資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理）を活性化していきます。

また、処分業の許可については、既存の処理方法以外で、より高度な処分が行われる場合のみ必要に応じて検討しますが、原則として新規許可は行わないものとします。

取組 2 資源化の拡充

資源分別回収量の増加や新たな資源分別回収品目の設定により、リサイクル施設の整備や更新、民間活用、広域処理への移行などを検討し資源化の拡充を図ります。

取組 3 越境ごみの受入

本市外の地方公共団体の区域において処理できない一般廃棄物であっても、当該地方公共団体から資源化処理等について協議のあるものについては、当市内の許可業者にお

いて処理が可能である場合に限り、民間リサイクル事業者での処理について認めます。

この場合、中間処理については高度な技術を要するため、許可するにあたり一定の技術基準を満たす必要があります。

なお、本市外からの事業ごみの受け入れについては今後も許可しないこととします。

10 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。取組の体系を次に示します。

表 2-1-4 最終処分計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
最終 計画 処分	最終処分対策	取組1	埋立量の削減
		取組2	最終処分場の確保
	埋立完了処分場の対応	取組1	埋立完了最終処分場の跡地利用

1) 最終処分対策

取組 1 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、熔融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。

埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

取組 2 最終処分場の確保

焼却処理後に発生する焼却残渣、燃えないごみ・燃えない粗大ごみ等を破碎選別処理して発生する不燃残渣に関しては、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。また、信楽地域から排出される不燃残渣は信楽不燃物処理場で埋立処分します。

大阪湾広域臨海環境整備センターに関しては、継続的に安定して埋立処分が行えるよう計画的な最終処分場の整備を要請していきます。

本市の既存施設に関しては、延命化対策を推進するとともに、埋立完了後を考慮して新規最終処分場の整備や民間活用などによる最終処分場の確保を検討します。

2) 埋立完了処分場の対応

取組 1 埋立完了最終処分場の跡地利用

埋立完了最終処分場については、安定化を図り、緑地化や緊急時等の災害廃棄物の仮置場などとしての有効利用等を検討していきます。

1.1 その他の事項

その他の取組の体系を次に示します。

表 2-1-5 その他の事項における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	取組1	処理体制の維持
		取組2	倒壊家屋等の処理
		取組3	県・近隣市町等との協力
		取組4	仮置場の確保
	市民・事業者・行政の連携	取組1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
		取組2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組1	適正な処理・処分の指導強化
		取組2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組1	不法投棄対策の推進
	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	取組1	監視・取締りの強化

1) 災害廃棄物の処理・処分

取組1 処理体制の維持

市民環境部環境班が中心となって被災時の情報収集、実施計画の作成、処理の適正化、処理体制の構築を推進します。

障害物の除去、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が行います。

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

取組2 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合には、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。

取組3 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要とな

る人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

取組 4 仮置き場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる方法により、仮置き場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

2) 市民・事業者・行政の連携

取組 1 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めるために、(仮称)甲賀市廃棄物減量等推進審議会の設置を検討します。また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取組、資源の分別排出の徹底などを推進するため、甲賀市廃棄物減量等推進員の設置を検討します。

なお、審議会及び推進員の設置へ向けて条例などの改正を検討します。

取組 2 環境美化の推進

甲賀市まち美化活動の定着、環境美化運動(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)、環境美化推進員による環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

3) 適正処理困難物への対応

取組 1 適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

取組 2 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

4) 不法投棄対策の強化

取組 1 不法投棄対策の推進

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。
柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○監視体制の強化

甲賀市不法投棄監視員、ボランティア及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進します。

例) ・組織的な巡回監視体制の整備

・巡回頻度の増加(週1回の巡回実施)、巡回範囲の拡大

・夜間監視、民間委託の検討

・不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視

○住民、各種団体との連携

市民、NPO等と連携した地域美化・清掃活動を推進します。

市民、NPO、郵便局、新聞販売店、宅配事業者、JA、河川保全・美化団体、森林組合、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集・不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。

○回収体制の強化

民間委託による環境美化推進委託業務の一環として、不法投棄物の迅速な回収を行います。

ただし、私有地の不法投棄物については、土地所有者又は管理者が適正に処理することになりますので、市では原則として回収は行いません。

5) ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化

取組 1 監視・取締りの強化

○住民、各種団体との連携

集積庫管理者や警察等と連携を強め、ごみの持ち去りや違法な無料回収等を行うことができない環境づくりを強化します。

○広報による住民周知

市広報誌や集積庫への看板設置等で周知を行い、不適切処理の防止を強化します。

2-2 生活排水処理基本計画

1 基本目標

本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地で、野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、また森林も多く琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっています。

本市の自然環境、水環境は市民に安らぎや潤いを提供する貴重な財産であり、そこに生息する動物及び植物にとっても欠くことができません。将来を担う子どもたちのためにも大切に守り残していかなければなりません。

水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所、お風呂等からの生活排水に移行してきています。なにげなく流してしまった排水が周辺の自然環境や生活環境を汚してしまいます。良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、生活排水対策を推進する必要があります。

こうしたことから、生活排水処理基本計画では、豊かな自然とそこに住む人々が共生する、ゆとりとうるおいを感じられる生活環境の整備充実に向けて、基本目標を『良好な水環境を維持し、自然共生型社会の構築を目指す』とします。

《基本目標》

良好な水環境を維持し、自然共生型社会の構築を目指す

2 基本方針

基本目標を具現化するため次のとおり基本方針を定め、生活排水処理を推進します。

基本方針

- 計画的な公共下水道整備事業の推進
- 農業集落排水事業の推進
- 公共下水道整備計画等との連携を図った合併処理浄化槽の普及促進

3 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCAを徹底していくことが重要です。

市民の役割

市民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担っています。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう公共下水道、農業集落排水施設あるいは合併処理浄化槽を活用することが重要です。

事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備するとともに、生活排水については公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

行政の役割

生活排水が適正に処理されるよう公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備・普及を推進していきます。

収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥については、組合の処理施設で適正に処理・処分・資源化します。また安全・安定した処理を継続するために計画的な施設整備と処分場の確保を図ります。

市民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

4 達成目標の設定

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

《生活排水処理の目標》

生活排水処理率を平成31年度までに87%以上とすることを目標とします。



具体的には

生活排水を処理する区域を本市全域とし、以下の施設を整備します。

- 公共下水道の整備及び接続・利用を推進します。
- 農業集落排水施設の接続・利用を推進します。
- 合併処理浄化槽の整備・普及及び適正管理を推進します。

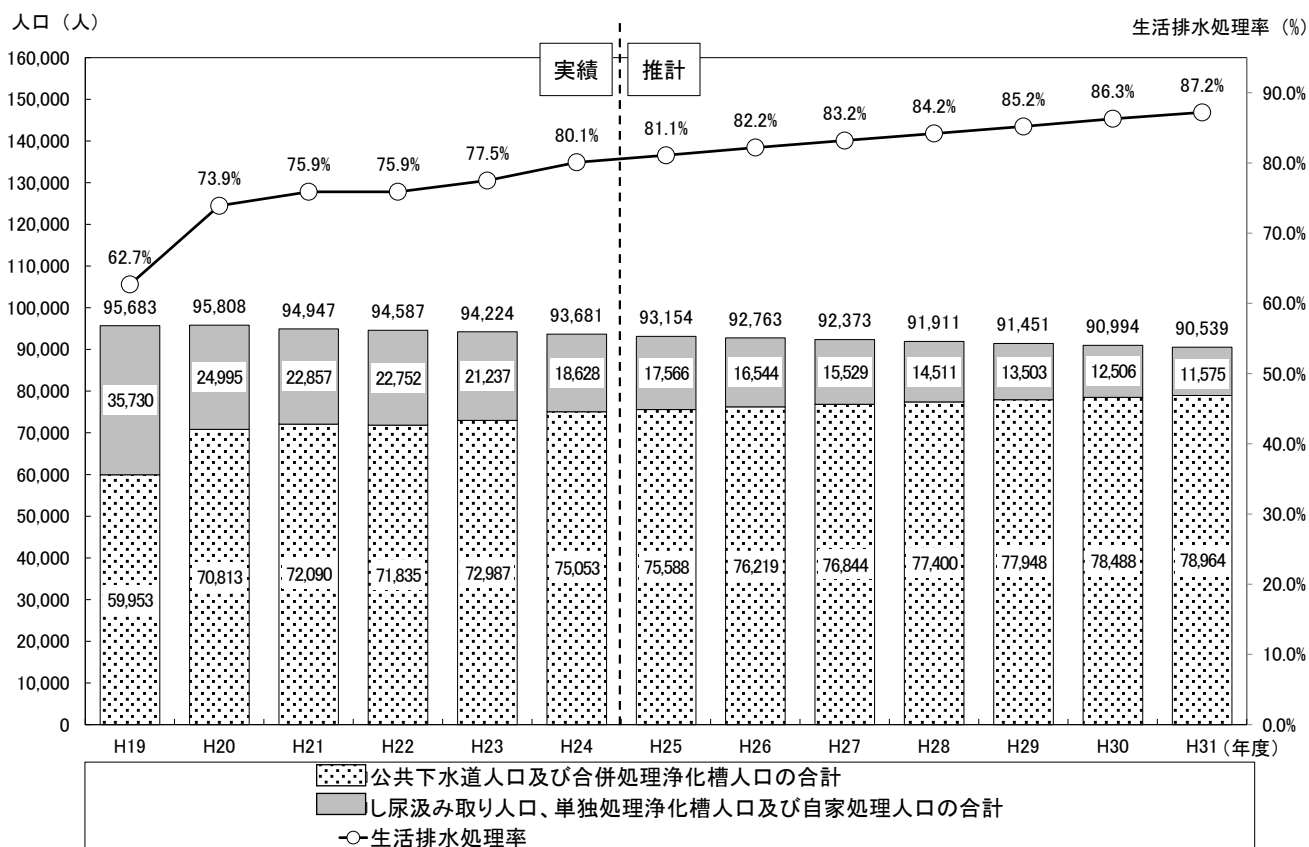


図 2-2-1 生活排水処理の目標（生活排水処理率）

5 収集・運搬計画

1) 収集・運搬

収集・運搬とは、し尿汲み取り便槽、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から回収されるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を示します。

2) 収集・運搬区域

収集・運搬区域を本市全域とします。

3) 収集・運搬の方法

し尿については委託業者による収集・運搬を行います。浄化槽汚泥については許可業者による収集・運搬を行います。

許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

なお、浄化槽汚泥の収集・運搬の許可については、今後の社会経済状況の変動や浄化槽汚泥発生量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととしますが、原則として新規許可は行わないものとします。

6 中間処理計画

1) 中間処理

中間処理とは、収集・運搬により回収されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を示します。

2) 中間処理の方法

甲賀広域行政組合衛生センター第1施設において、標準脱窒素処理方式を主処理とした中間処理を行います。

3) 施設整備

甲賀広域行政組合衛生センター第1施設は、精密機能検査結果に基づき施設整備が必要と判断されます。施設の完成までには、計画立案、同意取得、各種申請、建設工事等を考慮すると4年～5年を要するとされています。

今後は、長期安定稼働を目指しながら精密機能検査結果に基づき計画します。

甲賀広域行政組合衛生センター第1施設（し尿処理施設）処理能力

○し尿 : 24kL/日（湖南市分含む）

○浄化槽汚泥 : 72kL/日（湖南市分含む）

7 最終処分計画

1) 最終処分

最終処分とは、中間処理後に発生するし渣及び乾燥汚泥を焼却した残渣の処分を示します。

2) 最終処分の方法

中間処理後の処理水は、野洲川に放流します。

し渣及び汚泥は、焼却処理し焼却残渣は最終処分場で埋立処分します。

8 発生抑制・資源化計画

1) 発生抑制・資源化

発生抑制とは、汚濁負荷の要因である生活排水を公共用水域に直接排出することを抑制することを示します。

資源化とは、中間処理後に発生する汚泥などを有効に利活用することを示します。

2) 発生抑制

(1) 公共下水道の整備促進

公共下水道の計画区域においては、下水道の整備を推進します。

下水道への早期接続を推進するため、排水設備工事費に対し融資あっせん制度を設けています。

こうした制度の周知を図り、公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道及び農業集落排水の処理区域以外については、合併処理浄化槽の整備を推進します。

整備を促進するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費に対して、補助金の交付を継続します。

(3) 汚濁負荷の低減

家庭及び事業所などにおいて、排水量そのものあるいは、汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことも重要です。市民、事業者が取り組めることを周知し徐々に汚濁負荷を削減していきます。

- 三角コーナー及びストレーナー等の設置
- 廃食油の再利用、再生利用の推進
- 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- 合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用
- アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減

- 洗車時は排水量を少しでも減らすような工夫
- 米のとき汁の有効利用
- 節水の励行

3) 資源化

中間処理後に発生する濃縮汚泥と、地域内で発生する生ごみを原料としてメタン発酵を行い、製造されたガスを燃料として使用します。

9 災害発生時の処理・処分

1) 処理体制の維持

被災時の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と市による処理・処分を行います。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

2) 仮設トイレの設置

水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて仮設トイレを設置します。

そのために仮設トイレの備蓄、建設会社等の民間事業者との仮設トイレの調達に係る連携を図ります。

3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

10 その他の事項

1) 住民に対する広報・啓発活動

(1) 広報・啓発

広報・啓発用のチラシ、ケーブルテレビ（市行政情報番組）、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信します。

また、自治会等と連携を図り、汚濁負荷の軽減について家庭・地域でできる対策について周知を図ります。

(2) イベントの開催

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川清掃等を介して、意識の高揚を図ります。

(3) 体験型学習会の開催

施設の見学会、学習会等を行い、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やします。

(4) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導します。

2) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、本市の総合計画、下水道計画、農業集落排水施設整備計画、合併処理浄化槽整備計画、甲賀広域行政組合の生活排水処理基本計画等の上位計画及び、国・県等の関連計画等とも整合を図り、現況を踏まえた中で将来における現実性を考慮して作成しています。